○内閣府告示第百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び岡山県久米郡美咲町

二　地域再生計画の名称　「元気」な美咲町地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県久米郡美咲町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山市

二　地域再生計画の名称　おかやま水と生活再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　津山市

二　地域再生計画の名称　光る水しぶき、自然ゆたかな環境共生都市再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　津山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　井原市

二　地域再生計画の名称　キラリと輝く清流のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　井原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県浅口郡里庄町

二　地域再生計画の名称　「さとしょう」未来につなげる水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県浅口郡里庄町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県小田郡矢掛町

二　地域再生計画の名称　人にやさしい快適な環境のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県小田郡矢掛町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県苫田郡鏡野町

二　地域再生計画の名称　鏡野町「快適な生活環境の里づくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県苫田郡鏡野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県久米郡久米南町

二　地域再生計画の名称　「美しい自然と協働のまちくめなん」清流再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県久米郡久米南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県

二　地域再生計画の名称　瀬戸内の歴史や多島美の魅力を世界に向けて発信するみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　呉市、廿日市市及び江田島市の区域の一部（厳島港、小用港、釣士田港及び音戸漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県

二　地域再生計画の名称　地場産業が息づく活力と観光で賑わいのあるみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福山市の区域の一部（千年港及び横田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）